

指定ごみ袋及びボランティア袋製造・納入仕様書

鳴門市指定ごみ袋及びボランティア袋の製造及び納入委託業務にかかる仕様は以下のとおりとする。

1. 指定ごみ袋の製造

(ア) 種類及び数量

指定ごみ袋の種類については以下のとおり。ただし、製造は市からの製造発注を受けて実施すること。なお、表における数量は予定数量であり、突然の数量に増減が生じることについての意義は認めない。

種 類	印刷色	サイズ	横×縦 (mm)	厚さ (mm)	数量 (枚)
燃やせるごみ	黒	大	650×800	0.04	116,000
取っ手付き 燃やせるごみ	黒	大	450/650×800	0.04	248,000
		中	370/570×700	0.03	248,000
		小	330/500×600	0.03	246,000
取っ手付き プラスチック製容器包装	緑	大	450/650×800	0.04	395,000
		中	370/570×700	0.03	279,000
		小	330/500×600	0.03	153,000
取っ手付き 燃やせないごみ	ピンク	大	450/650×800	0.04	57,000
		中	370/570×700	0.03	41,000
		小	330/500×600	0.03	76,000
缶	水色	大	650×800	0.04	13,000
		中	500×700	0.03	12,000
合 計					1,884,000

(イ) 仕様

指定ごみ袋の素材は低密度ポリエチレンとし、製品に含まれるバイオマス割合（乾燥重量比）を10%以上とすること。また、一般社団法人日本有機資源協会の認定を受け、バイオマスマーク及び認定番号を表示すること。

その他の仕様については、別紙1のとおりとし、国外製造品は認めない。鳴門市指定ごみ袋の版下は5年間保存すること。

(ウ) 外装及び梱包

納品は10枚を1セットとしてポリプロピレン製の外装をし、50セットをダンボール箱に密封する。（1箱＝500枚）内部の指定袋が損傷しないように構造等に十分留意すること。

一般社団法人日本有機資源協会が認めるバイオマスマーク及び認定番号を表示し、指定ごみ袋にバイオマスを使用している旨の記載をすること。

外装の仕様については、別紙2のとおりとし、適切なバーコード等を印刷すること。

外装の取り出し口にミシン目を入れること。

(エ) 製造発注

市からの製造発注を受け製造すること。

なお、製造発注は年2回とし、1回の製造発注は1種類につき5万枚以上、合計20万枚以上発注する。ただし、数量が5万枚以下のものについては1回の発注において全て製造するものとする。

(オ) 保管

製造した指定ごみ袋は、納入するまで適切に保管すること。

(カ) 不良品

製造した製品に不良品が発生した場合は、誠意をもって対応すること。

2. 指定ごみ袋の納入

(ア) 納入

製造した指定ごみ袋は、市の指示により市及び市の指定する「鳴門市指定ごみ袋取扱店」へ納入すること。

なお、「鳴門市指定ごみ袋取扱店」は約100店舗あり、契約期間中の増減に対応すること。

(イ) 納入時期

納入については、毎週金曜日17時頃に市が送付する納入依頼（1回につき概ね10～20店舗）を受け、原則翌週水曜日に「鳴門市指定ごみ袋取扱店」へ納入すること。

なお、年末年始、祝祭日等の扱い、市への納入時期についてはその都度協議して決定する。

(ウ) 納入方法

納入時には「鳴門市指定ごみ袋取扱店」等に納品数量及び種類を記載した納品書を手渡すとともに、納入先の受領を記した受領書を受け取るものとする。

毎月の納入について翌月10日までに受領書を添えて報告すること。

3. 指定ごみ袋の請求

毎月の納入数量に応じた製造及び納入にかかる委託料を計算し、毎翌月に市に請求すること。

4. ボランティア袋の製造・納入

(ア) 仕様

ボランティア袋の仕様については、別紙3のとおりとし、15,000枚を一括して鳴門市役所（鳴門市撫養町南浜字東浜170）へ納品（令和9年9月頃）すること。

5. その他

この仕様書に定めのない事項については、協議して定めるものとする。